

令和6年度 クリーニング師試験受験案内

京 都 府

1 願書受付及び試験の日時・場所

	期日	時間	場所
願書受付	令和6年8月26日(月)から 令和6年9月6日(金)まで	午前9時30分～午前11時30分 午後1時30分～午後4時30分	(1)京都府庁生活衛生課 (府庁2号館3階) (2)京都府保健所 ※京都市内の保健所を除く。 (3)田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、 綾部総合庁舎及び宮津総合庁舎 の総合案内・相談コーナー
	※ 上記期間、時間以外の受付はしません。 ※ 郵送による受付はしません。		
学科試験 実地試験	令和6年10月14日(月・祝)	午前10時30分～午後5時 (午前10時開場) (午前10時15分集合)	京都テルサ東館2階 セミナー室及び中会議室 〔京都市南区東九条下殿田町70〕

2 受験資格

- 中学校卒業、義務教育学校卒業（学校教育法第57条に規定する者）
- クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者

3 受験資格についての注意事項

学校教育法第57条に規定する者とみなされる者とは、おおよそ次のとおりです。

- 学校教育法による各種学校として認可されている在日外国人学校の卒業生で、クリーニング師試験受験資格に関し、厚生労働大臣の学力認定を受けた者
- 旧制の中学校の2年以上を修了した者等

4 試験科目及び出題内容

	試験内容	時間	持ち物
学科試験	○試験科目：3科目各10問（計30問） ・衛生法規に関する知識 ・公衆衛生に関する知識 ・洗濯物の処理に関する知識 ○出題方式：3肢択一	70分	①受験票 ②鉛筆 ③消しゴム
実地試験	(繊維の鑑別) ○繊維5種類の鑑別	10分	①受験票 ②ゼッケン2枚 (受験番号を記入、B5の大きさ 〔約18cm×約26cm〕) ③安全ピン (ゼッケンをつけるためのもの)
	(洗濯物の仕上げ技術) ○綿無地長袖白カッターシャツ仕上げ ・本カフ仕上げ ・背中のタックラインを下までつけること。 ※カッターシャツは、京都府において準備 します。		

5 合格基準

学科試験、実地試験（繊維の鑑別、洗濯物の仕上げ技術）のそれぞれにおいて、合計得点が満点の6割以上である者を合格とします。ただし、学科試験3科目、実地試験2科目の計5科目のうち、1科目でも得点が著しく低い場合は、不合格とします。

6 必要書類等

(1) 受験願書

(2) 履歴書（受験願書裏面）

(3) 中学校、義務教育学校又は高等学校（大学、短大、専修学校、各種学校等は除く。）の卒業証書又は卒業証明書

※ 原本を持参してください。照合後返却します。

※ 学校教育法による各種学校として認可されている在日外国人学校の卒業者は、事前に厚生労働大臣の学力認定を受ける必要がありますので、受付期日に関わらず生活衛生課（075-414-4757）まで、至急ご連絡ください。

※ 婚姻などにより、現在の氏名が卒業証書等に記載された氏名と異なるときは、戸籍抄本等（発行後6箇月以内のもの）を持参してください。照合後返却します。

(4) 写真（縦4・5センチメートル、横3・5センチメートル） 1枚

※ 願書提出前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。上記以外は受付不可

(5) 受験手数料 7, 140円（所定の額の京都府納付済証を受験願書に貼付すること。）

※ 京都府庁生活衛生課に提出する場合は京都府庁福利厚生センター1階券売機で、京都府保健所等に提出する場合は保健所（総合庁舎）で購入できます。

7 合格発表

令和6年11月14日（木）午前9時

京都府庁正門前、京都府保健所、田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、綾部総合庁舎及び宮津総合庁舎で、合格者の「受験番号」を2週間掲示します。また、京都府ホームページにおいても合格者の「受験番号」を2週間掲載しますので、確認してください。

おって、試験合格者には合格証書を郵送します。

なお、電話による問い合わせには応じられません。

8 得点の開示

個人情報保護に関する法律施行細則第24条第1項の規定により令和6年11月14日（木）から令和6年12月13日（金）まで（午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで。土日祝日を除く。）、希望する受験者本人のみに、京都府庁生活衛生課において得点の開示をします。

9 その他

(1) 試験の実施方法等を変更し、又は試験を中止若しくは延期する場合には、 京都府ホームページ（右のQRコード）にてお知らせします。

(2) 受験願書の提出は、書類が揃っていれば代理の方でも構いません。

(3) 受験願書提出後は、提出書類及び受験手数料をお返しすることはできません。

(4) 受験願書に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したりしたことが判明した場合は、受験を拒否し、又は合格を取り消すことがあります。

(5) 合格証書は、受験願書に記載された住所に送付しますので、受験願書提出後、合格発表日までに転居される場合は、必ず郵便局に「転居届」を提出しておいてください。

(6) 合格しているにも関わらず、合格証書が合格発表後10日経過しても到着しない場合は、速やかに京都府庁生活衛生課に申し出てください。

(7) 不明な点は、下記までお問い合わせください。

京都府庁生活衛生課	075-414-4757	乙訓保健所	075-933-1241
山城北保健所	0774-21-2198	山城南保健所	0774-72-4302
南丹保健所	0771-62-4754	中丹西保健所	0773-22-6382
中丹東保健所	0773-75-1156	丹後保健所	0772-62-1361

